

届書コード	処理区分	届書
2 7 2	※	

船員保険(職務外疾病部門) 適用除外 該当・非該当 届

所 長	副 所 長	課 長	担 当 者

◎記入方法については裏面をご参照ください。

被 保 険 者 欄	①船舶所有者整理記号		②被保険者整理番号		⑦被保険者氏名		③被保険者生年月日	
							昭和 平成 年 月 日 令和	
	①被保険者性別	④適用除外等の事由	⑤該 当 非該当の別	⑥該 当 非該当の年月日	送 信	⑦備 考		
男・女	1: 75歳到達 2: 障害認定	1: 該当 2: 非該当	令和 年 月 日					

船舶所有者 住 所

氏 名

電 話 番 号 ()

令和 年 月 日提出

受付日付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

【提出の留意点】

現在、日本国内に住所を有する75歳以上の方、または65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療広域連合が認定する一定程度の障害の状態にある方は、後期高齢者医療の被保険者となります。

後期高齢者医療の被保険者が船員保険被保険者となったときや船員保険被保険者が後期高齢者医療の被保険者となったときは、後期高齢者医療から職務外の病気やけがに関する給付を受けることになるため、船員保険の職務外疾病部門の適用からは外れることになります。(職務上または通勤による病気やけが、および雇入契約中の職務外の病気やけが(下船後3月以内に限ります。))については、船員保険が適用されます。)

この届書は、船員保険の職務外疾病部門が適用されない(されなくなった)ことを届け出いただくためのものです。

以下の【記入の方法】にしたがって記入し、船員保険事務を取扱う管轄の年金事務所へ提出してください。

※当該被保険者が日本国内に住所を有しない場合、この届書の提出は不要です。

(注)被保険者が船員保険の職務外疾病部門の適用から外れる場合、その被扶養者は船員保険の被扶養者でなくなり、国民健康保険などに加入することになります。

「船員保険 被保険者証(被扶養者分)」または「船員保険 資格確認書(被扶養者分)」の交付を受けている場合は、この届書に添付してください。

※「船員保険 被保険者証」を添付できない場合は「船員保険 被保険者証回収不能届」を、「船員保険 資格確認書」を添付できない場合は「船員保険 資格確認書 回収不能届」を添付し提出してください。

【記入の方法】

1. 船舶所有者整理記号を①に記入してください。
2. 被保険者整理番号を②に記入してください。ただし、この届書を被保険者資格取得届に添付して提出する場合は、記入不要です。
3. 被保険者となる者または被保険者の氏名を⑦に記入してください。
4. 被保険者の生年月日を③に記入してください。元号はいずれかを○で囲んでください。
5. ④は該当する性別を○で囲んでください。
6. ④は、次のとおり、いずれかを○で囲んでください。
 - ・75歳以上の者を被保険者にしようとするとき、または被保険者が75歳に到達したときは、「1:75歳到達」を○で囲んでください。
 - ・65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある後期高齢者医療の被保険者を船員保険被保険者にしようとするとき、または障害の状態に該当し、後期高齢者医療の被保険者になったときは、「2:障害状態」を○で囲んでください。
 - ・65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある後期高齢者医療の被保険者の障害が快復し、後期高齢者医療の被保険者でなくなったときは、「2:障害状態」を○で囲んでください。
7. ⑤は、後期高齢者医療の被保険者になったときは、「1:該当」を、被保険者でなくなったときは、「2:非該当」を○で囲んでください。
8. ⑥は、次のとおり該当の年月日を記入してください。
 - ・75歳以上の者を船員保険被保険者にするとき、または65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある後期高齢者医療の被保険者を船員保険被保険者にするとき、資格取得年月日を記入してください。
 - ・被保険者が75歳に到達したときは、75歳誕生日の当日を記入してください。
 - ・一定程度の障害の状態に該当し後期高齢者医療の被保険者になったときは当該日を、障害の状態が快復し後期高齢者医療の被保険者でなくなったときは、被保険者でなくなった日を記入してください。